

議事要旨(2) 改正企業会計基準「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」等について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、改正「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」等について、公開草案に対するコメントへの対応に関する前回の委員会(第220回企業会計基準委員会)での審議結果を踏まえた修正箇所と、遡及基準適用初年度において前年度の第2四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行った場合には現行の開示(影響額等の注記)を求めることとしたい旨の説明が、会計基準案及び審議事項(2)-2に基づき行われた。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より改正「四半期財務諸表に関する会計基準」等は任意開示が多く認められている結果、基準が複雑になっているので、解説等により実務上十分な対応を図る必要がある旨の意見があった。これに対して、事務局からは、財務諸表作成者の負担軽減と財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえた結果、省略可や任意開示を設けることとなった旨の説明と、取扱いに不透明な点が生じた場合には必要に応じて適切な対応を行う旨の回答があった。

その後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、「四半期財務諸表に関する会計基準」等の公表が承認された。

以上